

### [ 事案 21-3 ] 年金(配当金)請求

- ・平成 21 年 4 月 8 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 10 月 27 日 裁定終了

#### < 事案の概要 >

個人年金保険に加入した際に提示された保険設計書に記載された年金年額を支払って欲しいと申立てがあったもの。

#### < 申立人の主張 >

昭和 55 年に個人年金保険に加入したが、その際、保険会社の募集人(営業所長)から、「営業員・教材用設計書」を用いた手書き設計書にもとづき勧誘・説明を受けた。当該文書には「配当金が将来変動する」との説明文言もなく、かつ同文書には営業所長の署名・押印がある。従って、当該文書は記載の金額を支払う旨約束した文書であり、その内容に従って契約は成立している。

平成 21 年 2 月 1 日が年金開始日となっており、設計書に記載してある年金年額の支払いを請求したが、保険会社は経済情勢悪化の影響、他契約者との公平な取扱いを理由として、年金開始日後も支払いを拒否しているのは不当である。

募集人が署名・捺印した設計書に記載された年金年額および年金開始日から年金を受け取るまでの未払い経過期間に対する利息を支払って欲しい。

#### < 保険会社の主張 >

下記のとおり、保険会社としても担当営業所長も、配当金にもとづいて支払われる年金額の支払約束をした事実はなく、保険会社の債務不履行および担当営業所長の不法行為はないと考えられ、申立人の請求に応ずることは出来ない。

#### (1) 保険募集人の契約締結権限について

保険募集人には契約締結権限がない。したがって、「営業員・教材用設計書」(以下、「本件設計書」)に募集人の署名捺印があったとしても、これ自体が保険契約の内容を合意する文書と言うことは出来ない。本件設計書に「営業員教材」との記載があることからしても、本件設計書は、単に保険契約の概要を説明するために作成されたものと言うべきである。

#### (2) 保険会社職員の署名・押印について

本件において、担当営業所長が設計書記載の受取額を保証するために署名押印したことを窺わせる証跡(約束文言等)は何ら存在しない。担当営業所長は、手書きで記載した本件設計書の数値が正しいものであることの証として署名押印したと述べており、保険会社の従業員にとって配当金の額が変動することが常識であることからすれば、担当営業所長の証言どおり、支払約束ではなく変動を前提とした数値の正確性のために署名押印したと考えるのが自然である。

#### (3) 本件契約の締結経緯について

申立人の主張を前提とすれば、申立人は、配当変動の注意文言も担当営業所長の署名・押印もない本件設計書によって保険の勧誘を受けたことになる。その際、申立人は、担当営業所長の説明によるのか自らの知識によるかは不明ながらも、配当金が将来変動するものであって契約時点で支払いを約束するものではないことを知悉していたことになる。

このような十分な配当に関する知識を持っており、かつ募集人には契約締結権限がないことを知っている申立人が、配当変動の注意文言を本件設計書に付加しないこと、担当営業所長が署名押印することのみで、同所長の甘言、個人的約束を超えて保険会社が支払いを約束したと理解したというのは、いかにも不自然である。

(4) 「ご契約のしおり 定款・約款」の受領印があること

本件契約申込書には、申立人が「申込みのしおり 定款・約款」を受領した旨の受領印の押印があり、また担当営業所長も「ご契約のしおり 定款・約款」を申立人に手交したと述べており、本件保険契約は、附合契約としてこの「ご契約のしおり 定款・約款」を契約内容として成立したというべきである。約款には配当金は毎事業年度の決算を経たうえで割り当てられるものであり、支払額が確定したものではないことが定められており、本件契約もこのような契約内容となっていると考えられる。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された書類にもとづいて審理を行った結果、下記理由により、本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条により、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1) 保険契約は附合契約(注)であり、その契約内容は約款にのみ決せられるものである。本件保険契約にもとづき約款上支払われる金額は、同約款第 1 条所定の金額および同約款第 17 条所定の社員配当金の積立金であるが、同約款第 1 条所定の金額は一定に定められているものの、社員配当金は会社の利益の配当であり、当然に経済状況によって変動するものであって、これを契約時に約束することはない。

まして、設計書は単なる見積もりであり、確定的な意思の合致である契約文書ではないから、かかる文書をもって当該文書記載の内容の契約が成立したと認めることは出来ない。

(注) 附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項(普通契約約款)を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のことで、相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されている。

(2) 申立人は、設計書に営業所長の署名押印があることをもって、契約文書であると主張するが、同文書には支払約束の文言もなく、かつ署名者である営業所長には、契約締結権限がないことを申立人も認識していたのであるから、到底申立人と保険会社との間に、当該文書記載の金額の支払いを約した契約が成立したと認めることは出来ない。

また、設計書に配当金の変動する旨の注意文言が無い点についても、申立人が自ら認めており、申立人自身があえてこの記載のない用紙を使用することを求めたのであるから、申立人は配当金の変動することを熟知していたものであり、かかる認識のないことをもって、保険会社の責任を問うことは出来ない。